

ア 4-3-8-1~4、ア 4-4-1-1~2

● 摂津国島下郡太田村寺川家文書の整理について

太田（おおだ）村寺川家文書については、『関西大学所蔵 大阪関係資料目録』（昭和 35 年 1 月 1 日現在、関西大学図書館シリーズ No.6、関西大学図書館 昭和 35 年刊）の「摂河泉近世文書目録」に、総数 238 点、および主な内容ごとの点数が掲載されている（156 頁）。ただし、この目録では単に太田村と記され、寺川家の名は現れない。また、関西大学図書館には、別途昭和 62 年（1987）に購入された水論を中心とする太田村文書（春原源太郎博士旧蔵、ア 10-5-3-1）も収められている。

太田村寺川家文書は、現状では 6 箱に分蔵されており、各箱に記された番号は以下の通りである。なお、5・6 函の題紙には史料番号の記載はないが、中身の文書から判明した番号を〔 〕で示す。

ア 4-3-8-1	1 函	1~20 (75-94)
ア 4-3-8-2	2 函	21~40 (95-114)
ア 4-3-8-3	3 函	41~64 (115-138)
ア 4-3-8-4	4 函	65~85 (139-159)
ア 4-4-1-1	5 函	[86~112 (160-186)]
ア 4-4-1-2	6 函	[(160~186)]

寺川家文書は、同国同郡内瀬村西田家文書と同じ手法で、過去に複数回にわたって調査された形跡がある。1~5 函の文書には、それぞれ「関西大学図書館」と「近世史料」の印刷がある 2 種類のラベルが貼られ、番号付きの付箋が挟まれているほか、大半の冊子物には手作りの表紙が付けられている。

このうち、関大図書館ラベルと付箋の番号を検討した結果、ラベル番号は太田村寺川家文書 1~5 函での通し番号となっており、1 から 112 まで確認される。6 函については作業が途中で中断したのか、ラベルが貼られていない。付箋番号は 1~6 函の通し番号で 75 から始まり 186 で終わるが、6 函内にある太田村以外のものと推定される史料には、付箋がない。ラベル・付箋の番号共に、一括文書については全体で 1 つの番号を持つ。

そこで、本文書の再整理・目録化に当たっては、箱ごとに 1 から始まる「資料番号」を付与した新しい付箋を挟むこととし、古い付箋は外した。また、挟み込み文書や一括文書などには、適宜枝番を付けて個別化を図ることにした。

冊子物に付けられた後補の表紙については、内瀬村西田家文書と同様の問題が見られる。原文書を内側に貼り込んでいるため、厚表紙との間に遊びができ、開閉のたびに原文書の表紙が痛む。しかも、すでに劣化しているものが多く、史料の保護の観点から問題である。

また、〔5 函の 22〕裱改め史料一括は、河内国交野郡茄子作村文書の場合と同様、輪状に継がれた和紙に裏打ちされたうえ、後補の紙製バインダーによって中心を布巻きのゴムで挟まれていた。しかしながらバインダーもゴムも状態が悪く、文書への影響を考慮して、今回の調査ではバインダーを破棄し、薄様で包んで中性紙袋に収めることにした。その特殊な形状から「資料番号」用の付箋を挟むことができないため、裏打ち用紙の上に直接番号を記すことにした。なお、バインダーを解体したところ、裏張りに昭和 31 年 7 月 7 日付の読売新聞夕刊が出てきたため、一連の後補作業の時期をほぼ特定することができた。

● 摂津国島下郡太田村と寺川家について

摂津国島下郡太田村は、南北に長い茨木市の中央東側で、高槻市との境界に位置し、村の西側には安威川が南流する。西国街道（山崎街道）沿いにあり、村内には「継体天皇三島藍野陵」に治定されている太田茶臼山古墳を含む。

同村は『旧高旧領取調帳』では、田安藩領分で石高 1041 石 7 斗 7 升である。田安藩は徳川御三卿の 1 つ、田安家のことで、所領 10 万石の内 13,000 石余りが摂津国にあり、西成郡南長柄村（現大阪市北区長柄付近）に陣屋を置いていた。太田村は摂津国の田安領の内では最大規模の村で、3 つの枝郷を持っており、本村と合わせて「太田村四組」と総称していた。天保 14 年（1843）時の四組の総計は、家数 114 軒、人口 554 人であった〔3 函の 19〕。

近世初頭から明治 22 年町村制施行までの太田村支配・行政区画の変遷は、以下の通りである（『大阪府全志』・寺川家文書）。

元和初年（1615 頃）	丹波国篠山藩松平康重の領地、以後篠山藩領となる
延享 4 年（1747）5 月	いったん上知（代官萩原藤七郎）、その後、田安家領になる
明治元年（1868）初	いったん御料となり、5 月末に田安家領に戻る
明治 2 年（1869）6 月	上知、田安藩支配となる
同年 12 月 26 日	田安藩から兵庫県へ管轄が替わる
明治 4 年（1871）8 月	兵庫県第 40 区に編入
同年 11 月 20 日	大阪府の管轄となる
明治 5 年（1872）5 月	島下郡第 2 区 8 番組
明治 8 年（1875）4 月 30 日	第 8 大区 2 小区 8 番組
明治 10 年（1877）9 月 18 日	第 8 大区 2 小区（番組廃止）
明治 12 年（1879）2 月 10 日	島下郡役所部内
同年 2 月 21 日	第 14 分画に属す
明治 13 年（1880）7 月 2 日	1 村独立
明治 17 年（1884）7 月 1 日	第 14 戸長役場管内
明治 22 年（1889）4 月 1 日	町村制施行により三島村大字太田となる

寺川家は近世、太田村で村役人を務めた家柄であり、通称として「彦右衛門」と「長兵衛」が現れる。長兵衛の方が頻出し、安永 5 年（1776）に百姓代、天明～寛政期に年寄、文化以降、明治維新に至るまで庄屋を務めている。「諸願留帳」〔4 函の 6〕によると、弘化 3 年（1846）2 月 11 日に長兵衛が病気を理由に庄屋役を息子の九一郎に譲り、嘉永 3 年（1850）2 月に九一郎が長兵衛と改名していて、長兵衛の代替りと襲名の時期が明らかになった。いっぽう、彦右衛門は寛政年間に現れ、同 5 年（1793）3 月には太田村庄屋彦右衛門・年寄長兵衛と、両人が揃って登場する〔5 函の 2〕。あるいは寺川家が本家・分家に分かれていたのかもしれない。寺川氏の実名については「清秀」（宝暦 4）・「兼継」（寛政 2～9）・「義孝」（弘化 3）などが見えるが、それぞれの人物を特定するのは容易でない。

寺川長兵衛は、宝永元年（1704）時に田畑所持高 69 石 3 斗 5 升であり〔3 函の 12〕、江戸中期からかなりの資産家であった。

● 摂津国島下郡太田村寺川家文書の内容について

今回の再調査で、太田村寺川家文書と断定できるものは 316 点であった。作成年代は宝永元年 (1704) から明治維新期に及ぶ。

なお、6 函には、太田村以外の文書および出所不明のものが 25 点存在する〔22～26〕。これらが、寺川家と何らかの関係があつて同家文書の一部をなしていたかどうかは、現時点で不明であるが、いちおう寺川家文書として扱っておく。この分も含めると、1～6 函で総数 341 点となる。

また、2016 年度に再調査・目録化した春原源太郎法学博士 (1906～1969) 旧蔵の摂津国島下郡太田村文書 142 点も、寺川家文書の一部と考えられる。安威川に設けられた五社井堰などをめぐる「水争ひ文書」を中心に構成されているが、水論に付き物の絵図類が極めて少ない。その点、寺川家文書 5・6 函に納められた水利・水論関係絵図が、それを補うものとして重要である。

寺川家文書は、村方史料としては量的に少ないが、村の全体像が分かるものが精選されていて、コンパクトによくまとまっている。過去の調査時に、大まかに分類されて同種のものが集められ、ほぼ年代順に並べられているため、利用しやすい。触書・願書写、高反別帳、年貢免状・皆済目録、村明細帳、宗門改帳、寺社取調帳、村方取締書、絵図などが一通り揃っているが、太田村四組全体のものと本郷だけのものが混在しているため、注意が必要である。

以下に、太田村寺川家文書のなかで、注目すべき史料をあげる。

◎ 秤改めの史料〔5 函の 22〕について

寺川家文書には、秤改めの史料 29 点がまとまって残っている。近世、秤は幕府から下げ渡される官物という認識であり、度量衡制を維持する一環として、定期的に桿秤 (棹秤) の取締り検査が行われた。秤改めを統括していたのは、秤の製造や販売を独占する秤座を預かっていた守随 (しゅずい) 家と神 (じん) 家である。守随家 (江戸) は東国 33 か国、神家 (京都) は西国 35 か国を管轄し、各地に出張所を開いていた。

秤改めは都市部が中心であつたが、地方を廻って村々の秤を調べる巡回検査も、10 年に 1 度ぐらいの割で行われた。「秤改役所」という御用場を要所に設け、あらかじめ村方で秤の保有状況を調べておき、不提出がないよう、指定した日に村役人が御用場に持参し、改めを受ける。公正で正確な秤は「改極印」を打って渡し、修理・取替え分は預かって後日に渡す。この時、不正な秤は没収される。改めを受けるには手数料 (1 挺につき銀 1 分) が必要で、修理には修理費がかかった。

太田村の場合、検査の年代は戌年という以外、具体的に分からない。文書は、村役人が村民の持つ秤を集めたおりの覚書と、検査を受けて秤改役所から交付された秤改覚からなる。検査の日は 4 月 16 日で、秤改覚の番号が、太田村本郷が 97、枝郷が 98～100 なので、四組まとめて改めを受けたことが分かる。18 日には追加分の改めがあつた。

なお、〔5 函の 22〕のうち枝番 4 だけは、辰年 5 月 18 日に行われた枡改めの文書である。枡改めも秤改め同様、ほぼ 10 年ごとに江戸・京都の両枡座によって行われた。地方によって規格が異なっていた枡を、新京枡へ統一するために実施され、公正な枡には焼印が押された。

◎ 継体天皇陵について

太田村を特徴付ける景観に、継体天皇陵に治定された太田茶臼山古墳がある。村域の北東部に位置し、

5 世紀半ばの築造で、墳丘長 226 メートル、周囲に幅約 30 メートルの環濠を廻らし、西隣には太田村の氏神である式内社の太田神社が鎮座する。

延享 4 年（1747）5 月の「被遊御尋候品々書上帳」〔3 函の 15〕によると、同古墳は元禄 11 年（1698）に大坂町奉行所の吟味によって陵に決まり、翌年、大坂から寺社役人がやって来て、墳丘上に周囲 30 間余りの菱垣を設置したという。この菱垣は、安永 5 年（1776）2 月の村絵図にも、古墳後円部中央に見られる〔6 函の 19-2・3〕。

継体天皇陵治定については、元禄 9 年に国学者の松下見林が『前王廟陵記』で、「今按、三島藍野陵、今在島上郡・島下郡界太田村、俗云、池上、亦茶臼山」と表明しており、2 年後の公的な治定は、この意見を受けたものであろう。

継体天皇陵の環濠は「御陵山ノ堀池」（惣廻り 484 間、幅 14～19 間、所により広狭）として、太田村の取水源の 1 つであった〔3 函の 16〕。

◎ 寒天作りについて

太田村を含む北摂地方には、17 世紀中頃に山城の伏見より寒天作りが移入され、特産物となっていた。寒天作りの最盛期は明和～寛政期で、寛政 10 年（1798）には太田村で 5 名の寒天業者がいたという（『大阪府の地名』）。

寺川家文書には、具体的な寒天製造を示す史料は見当たらないが、年貢関係では最も古い文政 5 年（1822）1 月の年貢皆済目録から、太田村本郷および一部の枝郷に「干藻運上」が見られ〔1 函の 20〕、農業隙間の稼ぎに作られていたらしい。しかし、同時期の村明細帳では、何ら言及されていない。

寒天製造業者については、文化 10 年（1813）に大坂町人尼崎屋又右衛門を取締として、寒天株仲間が結成されていた。文化 12～天保 2 年の「諸願留帳」〔3 函の 14〕には、「干藻製作」に関する願書が散見される。寺川長兵衛も文化 9 年まで農業の間に、目方 30 斤の寒天を 100 箇余り作り、銀 27 匁 5 分の冥加銀を上納していたが、近年不如意になって休業したという。ところが、仲間株の取締りが始まったので再稼ぎを申し込んだところ、半株を入手することができた。そこで、文化 12 年（1815）から文政 4 年（1821）の間、製造を再開したく、ついては、半株のため 30 斤 50 箇を製造するので、冥加銀上納も半方にしてほしい、という願書を、文化 12 年 9 月 4 日付で長柄役所に出している。それに対し、翌文化 13 年閏 8 月、同年より文政 5 年までの 7 年間、半方にあたる 13 匁 7 分の干藻運上を認められた。

明治 2 年（1869）2 月の「生産物書上ケ帳」〔4 函の 15〕にも「寒天製作之儀、奉願上度候」とあり、明治維新後も長柄役所へ製造の継続を願っている。

本文書中の一部には、近世の身分的差別に基づく表現が見られる。これらの文書は学術研究上、重要な史料であり、歴史の中で生み出された身分制度を正しく把握し、今日も続く不当な差別への認識を深めるために有用である。閲覧者の方々は本学図書館の意図をご理解のうえ、責任を持って適切にご利用願いたい。